

パブリックコメント案件概要

案件名: 尼崎市こども・若者総合計画の策定について

1. 施策の概要

令和5年4月1日付で施行されたこども基本法は、こども・若者に関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本事項を定めた包括的な基本法で、この法律の基本理念にのっとり同法第10条の規定に基づき、市こども計画を策定する。なお、既存の法令に基づく市計画と一体的に策定することができるため、計画年限を迎える現行の尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(以下「次世代計画」という。)及び尼崎市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)等と一体的に策定する。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

・現行の第4期次世代計画及び第2期事業計画が、いずれも令和6年度末をもって計画年限を迎える。
・国が公表しているこども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めることも大綱を踏まえ、現行の次世代計画及び事業計画を包含し、本市のこども施策に関する事項を一体的に定めるものとする。また、現在、未策定の子ども・若者育成支援推進法に基づく計画及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画についても包含する。

3. 目指す姿・対応策など

本市のこども・若者に関する施策の方向性について、1つの計画として総合的に示すとともに、計画的に推進することにより、すべてのこども・若者が健やかに育つ「こども・若者の笑顔が輝くまち あまがさき」の実現を目指す。

4. 施策の対象範囲・期間など

対象 市民や関係機関、団体、行政等

期間 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

5. 市民意向調査の概要

・尼崎市内に在住する就学前及び小学生の子どもがいる世帯の保護者(6,000人)に対し、ニーズ調査を実施した。
【回収率: 45.4%】
・保護者、養育者を対象に尼崎市の子育て環境に関するアンケート調査を実施した。
・本計画に関するワークショップを2度開催し、こども・若者から意見聴取を実施した。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

昨年8月に子ども・子育て審議会へ諮問を行い、審議会及び計画策定・推進部会において審議を行った。
主な論点は次のとおり。
・こども・若者をはじめ、多くの市民が、読んで理解いただけるよう、読みやすく親しみやすいデザイン、レイアウトとするとともに平易な言葉で表現することについて
・こども・若者に関する権利の啓発やこども・若者意見聴取・意見表明の取組を具体的にどう進めていくかについて
・必要な教育・保育の量の見込みを算出するためのニーズ調査の設問の検討や、教育・保育の提供区域の検証、ニーズ調査結果の分析、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込み及び確保方策について

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

・こども基本法第10条に基づく、こども・若者からの意見聴取に係る取組について、R6年度に試行的に2回のワークショップを開催し、具体的な実施方法や課題等について検討した。また、専門家や市民の意見を聴くため、子ども・子育て審議会において、検討中の事業イメージを説明し、意見交換を行った。

7. 今後のスケジュール

3月1日～3月21日 パブリックコメントの結果公表

3月下旬 計画の公表

8. 添付資料

尼崎市こども・若者総合計画(素案)に対するパブリックコメント募集結果

9. お問い合わせ先

こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番5号 アマブラリ3階
電話番号 06-6423-9996 ファックス 06-6409-4355
メールアドレス ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp